徴収基準額表

階層区分	世帯の階層区分		1人又は2	2人以上	2人目以降の徴収
			の場合の1	1人目の	基準月額
			徴収基準		
	生活保護法(昭和25年法律第144号)によ			円	円
	る被保護世帯(単給を含む)及び中国残留			0	0
	邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後				
	の自立の支援に関する法律(平成6年法律				
	第30号)による支援給付受給世帯				
В	A階層を除き、当該年度分の市町村民税		2,	6 0 0	2 6 0
	非課税世帯				
С	A階層を除き当該年度分の市町村民税均		5,	4 0 0	5 4 0
	等割の額のみの課税世帯				
D 1	A階層、B階層及	15,000円以下	7,	9 0 0	7 9 0
	びC階層を除き当				
D 2	該年度分の市町	15,001円以上	10,	8 0 0	1, 080
	村民税の課税世	21,000円以下			
D 3	帯であって、そ	21,001円以上	16,	2 0 0	1, 620
	の市町村民税所	51,000円以下			
D 4	得割の額の区分	51,001円以上	22,	4 0 0	2, 240
	が次の区分に該	87,000円以下			
D 5	当する世帯	87,001円以上	34,	8 0 0	3, 480
		171,300円以			
		下			
D 6		171,301円以	49,	4 0 0	4, 940
		上252,100円			
		以下			
D 7		252,101円以	65,	0 0 0	6, 500
		上342,100円			

	以下		
D 8	3 4 2, 1 0 1 円以	82,400	8, 240
	上450,100円		
	以下		
D 9	450,101円以	102,000	10,200
	上579,000円		
	以下		
D 1 O	579,001円以	123,400	12,340
	上700,900円		
	以下		
D 1 1	700,901円以	147,000	14,700
	上849,000円		
	以下		
D12	849,001円以	172, 500	17,250
	上1,041,00		
	0 円以下		
D13	1, 041, 001	199, 900	19,990
	円以上1, 222,		
	500円以下		
D 1 4	1, 222, 501	229, 400	22,940
	円以上1, 423,		
	500円以下		
D 1 5	1, 423, 501	全額	左の徴収基準月
	円以上		額の10パーセ
			ント。ただし、
			その額が26,
			300円に満た
			ない場合は、2
			6,300円